

市立認定こども園、保育所
保護者の皆様

香芝市長 福岡 憲宏

【令和3年4月22日時点】新型コロナウイルス感染拡大防止のための
香芝市における児童・園児の出席停止等について（お知らせ）

平素は、本市教育・保育の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。
香芝市立認定こども園、保育所での感染予防対策として以下の内容にて児童・園児の出席停止の
取扱いといたしますので、保護者の皆様におかれましては内容についてご承知おきくださいますよ
う、お願い申し上げます。

○児童・園児の出席停止の取扱いについて

児童・園児の状態	出席停止の取扱
① 本人が感染	【出席停止】登園（登所）再開につき専門機関等に確認の上、こども園（保育所）と相談により決定した期間（令和3年4月22日付香教保第10号文書「出席再開の基準について」をあわせてご確認ください。）
② 本人が濃厚接触者	【出席停止】保健所等から指示された期間（感染者との最終接触からおよそ2週間）
③ 同居家族が感染又は濃厚接触者	【出席停止】同居家族の感染の有無が確認できるまで（その後は本表による）
④ 発熱等の風邪症状	【出席停止】症状がなくなるまで 症状の程度、期間等により、「奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧 帰国者・接触者相談センター）」、「かかりつけの小児医療機関等の専門機関」等の指示による（以下 URL 参照）
⑤ PCR 検査を受検 （②～④以外の理由により）	【出席停止】結果がわかるまで（その後は本表による）

※④については、発熱症状が継続している際は、治癒するまで出席停止扱いとしますが、その他の風邪症状につき、医療機関を受診し、「花粉症」等の診断を受けた際には出席を可能とします。

※同居家族の方に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状等がある際には、児童・園児の出席を控えていただきますようお願いいたします。（医療機関を受診いただき、感染の疑いが無いとされた際には出席可能とします）

※③、⑤につきましては、検査結果等により、感染が無いと診断を受けた後に児童・園児の出席再開日について、保健所等の専門機関に確認をお願いいたします。

※施設閉鎖の実施や規模については、別途協議により決定いたします。

<保護者の皆様へのお願い>

- 1 児童・園児及び同居家族が『新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった』、『PCR検査を受検する』又は『PCR検査の結果が判明した』際には必ずこども園（保育所）にご連絡ください。
- 2 新型コロナウイルス感染症については感染対策を徹底しても感染リスクをゼロにできないことをご理解いただき、子ども達の健やかな学びの保障のためにも感染者や濃厚接触者、及びそのご家族の個人情報については、特定されないことがないよう格段の配慮をお願いいたします。
- 3 引き続き家庭内でのお子さま及びご家族の体調管理にご留意いただき、必要に応じて医療機関を受診いただくなどのご対応をよろしく願います。

（参考：県 HP）<http://www.pref.nara.jp/55410.htm>

香芝市教育委員会事務局 教育部
保健給食課 TEL：0745-44-3438